

認定のフロー

- 1、有機JAS講習会を受講。
- 2、申請書を入手。（鹿児島県有機農業協会のホームページからダウンロードまたは事務局から郵送やメール添付で送付。）
- 3、申請書を記入の上、提出。
- 4、事務局による書類確認。
- 5、手数料納付。
- 6、受理。
- 7、検査員による書類審査。
- 8、検査員による実地調査。不適合事項があった場合は、検査員より是正指示が出され、是正処置報告書が提出されたら、書類又は実地の再検査。
- 9、交通費等納付。
- 10、検査員が作成した検査結果報告書に基づいて認定の可否について判定。
- 11、判定結果通知。認定書を交付。不適合があった場合は理由書を添付。是正処置報告書が提出された場合は再検査。

★上記5～11の標準処理期間：原則として3ヶ月以内。

★認定後は、認定年月日又は前回の認定事項の確認調査日からおおむね1年を超えない期間内に確認調査。

認定の維持及び認定範囲の縮小若しくは拡大、認定の取消し及び格付業務の停止又は格付の表示を付した農林物資の出荷の停止並びに停止の解除について審議及び判定。認定の取消しを通知しようとするときは、その1週間前までに当該認定の取消しに係る認定生産行程管理者等に文書でその旨を知らせ、弁明の機会を付与。

★変更届が提出された場合は、必要に応じて臨時確認調査。